平成２８年（フ）第１３９号
愛知県岡崎市稲熊町字８丁目254番地　ハイツ稲熊101
破産者　八代　大祐
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
愛知県西尾市住崎５丁目26番地　メゾンドベル３棟102号室
破産者　磯貝　実雄
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
奈良県五條市西吉野町夜中47番地
破産者　櫻本　貴子
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第２５５号
高知市介良乙1020番地24　ベルメゾンＭＩ－103、開始決定時の住所高知市大津甲1109番地
破産者　外間　茂夫
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５５号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目13番１－302号
破産者　板橋　　学
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１５６号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目13番１－302号
破産者　板橋　照美
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５１９号
北九州市小倉北区上到津４丁目３番９－901号
破産者　南竹　徹子
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５２０号
北九州市小倉南区上吉田２丁目２番１号
破産者　南竹　祐貴
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５２１号
北九州市門司区栄町３番13－1005号
破産者　南竹　麗子
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３号
福岡県田川郡赤村大字内田1282番地１
破産者　春本しのぶ
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘７丁目23番地16、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市清和１丁目30番38号
破産者　黒田　伸一
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第５４４９号
千葉県柏市南柏中央２－10－401、開始決定時の住所千葉県柏市新逆井１丁目41－19
破産者　金谷　喜規
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００８３号
千葉県松戸市秋山416－65、開始決定時の住所東京都世田谷区深沢２丁目19－21　ガーデンハウス駒沢公園20－Ｂ
破産者　鈴木　朋宏
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０８号
東京都杉並区今川２丁目11－19
破産者　亡堀尾照子相続財産
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２６号
東京都港区芝１丁目９番14号
破産者　株式会社オカダ
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８７号
東京都港区白金１丁目15－２－410
破産者　可児　孝公
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０３７号
東京都新宿区大久保１丁目８番４号
破産者　株式会社Ｋプラス
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２２９号
東京都足立区西保木間３丁目23－14－302、開始決定時の住所東京都足立区青井４丁目42－13
破産者　大木　孝由
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６７４号
東京都大田区蒲田４丁目42番３号
破産者　株式会社誠電社
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部